

介護職員等特定処遇改善加算 取扱要項

社会福祉法人圓会

介護職員特定処遇改善加算の配分について、下記のとおり取り扱うこととする。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算（以下特定加算という。）の対象事業所は下記の4事業所とする。

- ①特別養護老人ホームにらがわの里（従来型特養）
- ②特別養護老人ホームユニットにらがわの里
- ③デイサービスセンターにらがわの里
- ④ホームヘルパーステーションにらがわの里

(2) 特定加算の配分対象となる職員（以下職員等という。）は下記とする。

- ①正規職員
- ②週30時間以上勤務し、社会保険の扶養から対象外となっている非常勤職員

(3) 上記(1)の事業所に所属する職員等で、特定加算の支給対象となる職員等の要件は下記のとおりとする。

- ①1グループ 特定加算対象事業所の内、当法人において勤続10年以上介護福祉士として勤務し、かつ夜勤業務に従事している介護職員
- ②2グループ 特定加算対象事業所の内、1グループ以外の介護職員
- ③3グループ 特定加算対象事業所の内、1グループ及び2グループ以外の職員

※休業中の期間については、勤続年数に含まないこととする。

(4) 前述(3)に該当した職員等について、下記的方式で特定加算の配分を行う。

① 下記に該当した職員等には、基本額として下記金額を支給する。

- ① 1グループに該当した職員等 12,000円
- ② 2グループに該当した職員等 6,000円
- ③ 3グループに該当した職員等 3,000円

② 法人の今後の運営において重要と考える資格取得者を増員・促進を目的として、下記の重点資格及び該当資格を取得した者を処遇改善対象とする

①施設重点資格：下記の1資格保有ごとに1,000円加算

- ・介護福祉士
- ・介護支援専門員
- ・社会福祉士
- ・主任介護支援専門員

- ・保健師
- ・准看護師
- ・作業療法士
- ・あん摩マッサージ師
- ・歯科衛生士
- ・栄養士
- ・調理師
- ・移送サービス運転協力講習終了
- ・防火管理者
- ・簿記検定2級以上
- ・看護師
- ・理学療法士
- ・言語聴覚士
- ・柔道整復師
- ・管理栄養士
- ・専門調理師
- ・ユニットリーダー
- ・衛生管理者
- ・交通安全運転管理者

⑥ 該当資格：下記の1資格保有ごとに500円加算

- ・精神保健福祉士
- ・社会保険労務士
- ・手話通訳士
- ・介護実務者研修終了
- ・実習指導者研修終了
- ・認知症キャラバンメイト
- ・福祉住環境コーディネーター2級以上
- ・手話検定2級以上
- ・秘書検定2級以上
- ・中小企業診断士
- ・救急救命士
- ・社会福祉主事任用資格
- ・認知症介護実践者研修終了
- ・喀痰吸引講習終了
- ・認知症地域支援推進員
- ・介護食士2級以上

③ 夜勤可能な介護職員の定着及び増員を促進することを目的として、夜勤業務に従事している介護職員を処遇改善対象とする。

夜勤業務に従事している介護職員 4, 000円

(5) その他

- ① 前述の①～③の合計額を、給与項目の処遇改善手当及び賞与にて配分する。ただし、(3)項の③に該当した職員等の内、特定加算の配分によって年間の総支給額(年収)が440万円を超える職員については、440万円を超えて特定加算の配分はしないこととする。
- ② 介護報酬の増減に伴い、特定加算額に増減があった場合、配分期間の最終月にて配分金額を変更または調整を行う場合がある。
- ③ 特定加算の対象外となった事業所に所属している職員等については、特定加算の配分はしないが、(3)項の③の配分と同様の方式で処遇改善を行うこととする。

(令和元年10月1日から施行)